

## 豊田都市計画高度利用地区の変更（豊田市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建蔽率の 最高限度	建築物の 建築面積 の最低限 度	備 考
高度利用地区 (駅西口地区)	約 1.8 ha	60/10	20/10	8/10	200 m <sup>2</sup>	
高度利用地区 (駅東地区)	約 1.4 ha	55/10	20/10	7/10	200 m <sup>2</sup>	
高度利用地区 (市民センター地区)	約 0.8 ha	65/10	20/10	6/10	200 m <sup>2</sup>	
高度利用地区 (駅前通り南地区)	約 1.5 ha	50/10	20/10	7/10	200 m <sup>2</sup>	
高度利用地区 (駅前通り北地区)	約 1.2 ha	65/10	20/10	7/10	200 m <sup>2</sup>	
合計	約 6.7 ha					
<p>ただし、建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項第1号（イ）又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては1/10、同項第1号（イ）及び第2号に該当する建築物又は第6項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。建築物の容積率の最高限度は、市民センター地区及び駅前通り北地区にあつては、当該数値の適用を受ける建築物の敷地面積の最低規模を500 m<sup>2</sup>以上とし、これに該当しない敷地の建築物にあつては5/10を減じた数値とする。建築物の建築面積の最低限度及び容積率の最低限度は、駅前通り北地区にあつては、区域内に立地している神社または山車蔵の区域内における移転又は建替えについては適用しない。</p>						

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」

## 理 由

都心地区のさらなる土地の高度利用を促進し、豊田市都市計画マスタープランの位置づけに沿った良好な土地利用の推進を図るため、高度利用地区の変更を行うものである。